

令和6年3月25日

各位

八戸圏域水道企業団
管財出納課

水道本管工事業者の格付基準に関する変更について(お知らせ)

当企業団では、水道本管工事の入札に参加する者の資格審査及び格付の基準を定めておりますが、その格付の基準となる総合評価点のうち、主観的評点の算出方法について、次のとおり一部変更することとしましたのでお知らせします。

変更点① 仕切弁操作技術講習会の修了者に係る加点の廃止

従来は、当企業団主催の**仕切弁操作技術講習会を受講し修了した職員がいる場合**、1人につき0.5を加点していましたが、この**加点を廃止**します。
(『令和6年度水道本管工事施工能力審査申請書提出要領』で、すでにご案内のとおりです。)

変更点② 緊急修繕協定の締結に係る加点の「率」の引上げ

従来は、当企業団との間で、**給・配水設備緊急修繕協定を締結した場合**、水道本管工事の格付をされる者の総合評定値(P点)の平均値の20分の1を加点していましたが、この**「20分の1」を「40分の3」に引き上げ**ます。

(計算例)例えば、水道本管工事業者の総合評定値(水道施設工事のP点)の平均値が800点の場合

【令和5年度の格付まで】20分の1、すなわち40点の加点

【令和6年度の格付から】40分の3、すなわち60点の加点

(1) 適用時期

令和6年度(令和6年6月1日～令和7年5月31日)の水道本管工事業者の格付から適用します。

(2) 八戸圏域水道企業団 水道本管工事業者 入札参加資格審査格付基準

この基準は、当企業団ホームページに掲載しております。

「企業団トップページ」→「事業者の方へ」→「入札関係」→「入札・契約関係規程等」

八戸圏域水道企業団
管財出納課 管財契約グループ
TEL 0178-70-7082
FAX 0178-70-7070